

盛岡広域振興局長告示第9号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

平成28年1月22日

盛岡広域振興局長 浅 沼 康 揮

- 1 工区に含まれる地域の名称 第1工区 滝沢市下鶴飼1番2の一部、9番3の一部、13番1の一部、13番2の一部、13番3の一部、14番1、14番2、24番2の一部、31番2、31番3、32番1の一部、32番2の一部、32番3の一部、32番4の一部、37番2の一部、37番3、37番4、37番5、38番1の一部、38番2の一部、38番3の一部及び39番1の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 滝沢市中鶴飼55番地 滝沢市